

2025

園 則 運 営 規 程

学校法人 アテネ学園

アテネ認定こども園

..... 第 1 章

【 目的 および 運営の方針 】

第 1 条

- 1 学校法人 アテネ学園が設置する幼保連携型認定こども園は教育基本法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、義務教育およびその後の教育の基礎を培う者としての満3歳児以上の子どもに対する教育ならびに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すると共に、保護者に対する子育て支援を行うことを目的とする
- 2 当園は教育・保育に関する専門性を有する職員が 家庭との密接な連携の下に子どもの発達状況を踏まえ 教育と保育を一体的に行うものとする
- 3 当園は地域社会の期待に応えられる創意と活力ある教育・保育活動を進め 子ども・保護者・地域に信頼されるよう努めるものとする

【名称 および 所在地】

第2条

- (1) 名 称 アテネ認定こども園
(2) 所在地 山形県酒田市若原町 1 番 44 号

【入園資格】

第 3 条

当園に入園できる者は、満3歳児～小学校就学の始期に達するまでの子どもおよび 満3歳未満の保育を必要とする子どもとする

..... 第) 章
.....

【学 期】

第4条

1 年を次の 3 期に分ける

1 学期	4 月 1 日～7 月 31 日	2 学期	8 月 1 日～12 月 31 日	3 学期	1 月 1 日～3 月 31 日
------	------------------	------	-------------------	------	------------------

【教育・保育の提供を行う日】

第5条

- 1 当園の教育・保育を提供する日は、月曜日～土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178条)に規定する休日、12月29日～31日および翌年1月1日～1月3日を除く
- 2 子ども・子育て支援法 第19条 第1項 1号の子ども(以下「1号認定子ども」という)への教育・保育の提供については、前項の規定に関わらず、次の休業日を加える
 - ① 土 曜 日
 - ② 国民の祝日に関する法律に規定する日。ただし、日曜日と重なる場合はその翌日
 - ③ 夏 期 休 業 1 学期 終業式 翌日 ～ 2 学期 始業式 前日
 - ④ 冬 期 休 業 2 学期 終業式 翌日 ～ 3 学期 始業式 前日
 - ⑤ 学 年 末 休 業 3 学期 終業式 翌日 ～ 3 月 31 日
 - ⑥ 学 年 始 休 業 4 月 1 日 ～ 1 学期 始業式 前日
 - ⑦ その他、園長が必要と認めた日

【教育・保育時間 および 教育日数】

第6条

- 1 当園の教育週数は39週以上とする
- 2 教育標準時間認定を受けた園児に対する教育時間は
月曜日～金曜日の 9 時 00 分～14 時
- 3 保育標準時間認定(11時間)を受けた園児に対する教育・保育時間については、当園が定める次の時間の範囲内で支給認定保護者が保育を必要とする時間とするが、やむをえない事情により保育が必要な場合は開所時間内に延長保育を提供する
月～土 7 時～18 時までとする 18 時～19 時まででは延長保育
- 4 保育短時間認定(8時間)を受けた園児に対する教育・保育時間については、当園が定める時間の範囲内で支給認定保護者が保育を必要とする時間とするが、やむをえない事情により保育が必要な場合は開所時間内に延長保育を提供する
また、重要事項において保育時間を変更した人は、その時間に準じるものとする
月～土 9 時～17 時までとする 7 時～9 時および17 時～19 時まででは延長保育
- 5 開所時間は 7 時～19 時までとする

・・・・・・・・・・ 第 3 章 ・・・・・・・・・・ 《 教育内容・収容定員 および 学級編制 》

【 教育・保育内容 】

第 7 条

当園の教育・保育内容は、健康・人間関係・社会・言語・環境・表現、その他、園長が必要と認めたものとする

【 子育て支援 】

第 8 条

当園は在園児以外の地域の子育て家庭への支援および相互交流を図るため、次の子育て支援事業を実施する

- (1) 養育相談
- (2) 地域開放

【 利用定員 および 学級数 】

第 9 条

当園の利用定員および学級数は、次のとおりとする

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
1 号定員			15				15
2 号定員				19	17	20	56
3 号定員	15	18	21				54
総 数	15	18	24	23	21	24	125
学級数				2	1	1	3

* 新2号は、1号定員に含まれる

* 2歳児クラスの1号認定者とは、満3歳児をさす

【 教 職 員 組 織 】

第 10 条

当園の教職員組織は次のとおりとする。ただし、利用乳幼児の受入れ状況等により、員数が変動する場合があります
また、職員の職務は就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律その他の関係法令の定めるところによる

園 長	1 名
園 内 科 医	1 名
園 眼 科 医	1 名
園耳鼻科医	1 名
園 歯 科 医	1 名
園 薬 剤 師	1 名

教 頭 ・ 1 号主幹保育教諭	1 名
2・3号主幹 保育教諭	1 名
保 育 教 諭	20 名
事 務 職 員	2 名
補 助 職 員	4 名

バス運 転 手	2 名
バス添 乗 員	2 名
調 理 師	3 名

◎ パート職員、兼務職員を含む

・・・・・・・・・・ 第 4 章 ・・・・・・・・・・ 《 入園・転園・退園・休園・修了 および 褒章 》

【 入 園 許 可 】

第 11 条

- 1 当園は、市町村から教育・保育の実施について教育・保育給付認定を受けた1号認定子どもから当園の利用について申込みがあった時は次にあげる理由がある場合を除き、これに応じる。
 - (1) 利用定員に空きがない
 - (2) 利用定員を上回る利用の申込みがある
 - (3) その他、特別な事情があり、当園の安全な運営に支障をきたす
- 2 1号認定子どもについて利用定員を超える申込みがあった場合は下記の方法により選考を行い、園長が入園者を決定する
 - (1) 先着順による
- 3 子ども子育て支援法19条第1項2号の子ども(以下「2号認定子ども」という)および 子ども子育て支援法19条第1項3号の子ども(以下「3号認定子ども」という)については子ども子育て支援法第42条の規定により 市町村が行った利用調整により利用が決定したときはこれに応じる

【 入 園 手 続 】

第 12 条

入園志望者は所定の申込書に必要事項を記入し、園長に提出しなければならない

【退園（休園）】

第 13 条

- 1 退園または休園しようとする 1 号認定子どもは、基本的に「1 か月以上の休園」はないものとする。休園にあたる「長期休業」をする場合は、いったん退園し、再入園するものとする

＊「休園」は「就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令 第 2 号 第 16 条）」により、園則に記載することとする

- 2 退園（休園）する者は、その理由を記して保護者から園長に願い出なければならない
- 3 当園の 2 号認定子どもおよび 3 号認定子どもが、次のいずれかに該当する時は、保育・教育の提供を終了するものとする
 - (1) 子ども子育て支援法施行規則第 1 条の規定に該当せず、市町村が利用を取消した
 - (2) 支給認定保護者から当園の利用の取消しの申し出があった
 - (3) 市町村が当園の利用継続が不可能であると認めた
- 4 病気・その他の理由により、他の園児に悪影響を及ぼすおそれのある者は、退園（休園）させることがある
- 5 保育料を 2 ヶ月以上滞納した場合は、退園（休園）させることがある

【復園】

第 14 条

休園理由が消滅した時は、保護者は申請書を新たに提出して復園を願い出、園長等の許可を得なければならない

【転園】

第 15 条

- 1 園児が転園しようとする時は、保護者は転園を願い出て、園長の許可を得なければならない
- 2 園長は転園を許可した時は、在園証明書ならびに幼児健康診断および認定子ども園指導要録を転出先の園長に送付しなければならない

【成績の評価】

第 16 条

満 3 歳児以上の各学年の課程の修了は園児の平素の成績を評価し、学年末において認定する

【修了】

第 17 条

園長は、園児が所定の全過程を修了したと認められるときは、修了証書を授与する

【褒章】

第 18 条

心身の発達が著しく他の模範となる者は、これを褒章することができる

・・・・・・・・・・ 第 5 章 ・・・・・・・・・・ 《 保 育 料 ・ 入 園 料 》

【保育料・入園料】

第 19 条

- 1 園児の居住する市町村が定める保育料（利用料）を徴収する
- 2 特定負担額は 3 歳児クラス（満 3 歳児クラスを含む）以上のみ全員とし、別表 に準ずるものとする
- 3 園児が在籍中は、保護者は出席の有無にかかわらず、保育料等を所定の期日までに納入しなければならない
ただし、次の各号に該当する場合は、保育料を減免することがある。詳しくは別表に準じるものとする
 - (1) 途中入園の場合は、入園料の一部を減免される
 - (2) 園長が必要と認めた場合（災害等、特別な事情がある場合）

・・・・・・・・・・ 第 6 章 ・・・・・・・・・・ 《 安全対策、緊急時の対応 および 非常災害対策 》

【安全対策】

第 20 条

当園は、安全かつ適当に、質の高い教育・保育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備するものとする

【緊急時における対応方法】

第 21 条

- 1 当園の職員は、教育・保育の提供を行っている時に、園児の体調の急変、その他、緊急事態が生じた時は速やかに嘱託医または園児の主治医に連絡する等、必要な措置を講ずるものとする
- 2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は園児の保護者等に連絡すると共に、必要な措置を講ずるものとする
- 3 当園は事故の状況や事故に際してとった処置について記録すると共に事故発生の原因を解明し再発防止のための対策を講じるものとする
- 4 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする

【非常災害対策】

第 22 条

- 1 非常災害に備えて消防計画等を作成し、防火管理者を定め、少なくとも毎月 1 回以上、避難および消火にかかる訓練を実施するものとする
- 2 前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証および必要な見直しを行うこととする

【虐待防止のための措置に関する事項】

第 23 条

当園は、園児に対する虐待を防止するため、教職員に対する研修を定期的に行う

・・・・・・・・・・ 第 7 章 ・・・・・・・・・・

《 業務の質の評価 および 情報提供 》

【教育・保育の質の評価】

第 24 条

- 1 当園は、教育および保育、子育て支援事業の運営水準の向上を図るため、その運営状況について次のとおり自ら評価を行いまたは評価を受け、運営改善のために必要な措置を講ずるものとする
 - (1) 定期的に自己評価を行い、その結果を公表する
 - (2) 園児の保護者、その他の関係者による評価を受け、その結果を公表するよう努める
- 2 前項のほか、当園は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表するよう努めるものとする

【情報提供】

第 25 条

当園は、当園の教育活動その他の園運営の状況について、保護者に対して積極的に情報を提供するものとする

・・・・・・・・・・ 第 8 章 ・・・・・・・・・・

《 補 則 》

【雑 則】

第 26 条

この園則実施に必要な事項は園長が定める

附 則

この園則は 2004 年 4 月 1 日 より施行する
この園則は 2005 年 4 月 1 日 より施行する
この園則は 2006 年 4 月 1 日 より施行する
この園則は 2007 年 4 月 1 日 より施行する
この園則は 2007 年 10 月 10 日 より施行する
この園則は 2008 年 4 月 1 日 より施行する
この園則は 2009 年 4 月 1 日 より施行する
この園則は 2009 年 11 月 12 日 より施行する
この園則は 2010 年 2 月 1 日 より施行する
この園則は 2010 年 4 月 1 日 より施行する
この園則は 2011 年 4 月 1 日 より施行する
この園則は 2012 年 4 月 1 日 より施行する
この園則は 2013 年 4 月 1 日 より施行する

この園則は 2015 年 4 月 1 日 より施行する
この園則は 2016 年 4 月 1 日 より施行する
この園則は 2017 年 4 月 1 日 より施行する
この園則は 2018 年 4 月 1 日 より施行する
この園則は 2019 年 4 月 1 日 より施行する
この園則は 2019 年 10 月 1 日 より施行する
この園則は 2020 年 4 月 1 日 より施行する
この園則は 2021 年 4 月 1 日 より施行する
この園則は 2022 年 4 月 1 日 より施行する
この園則は 2023 年 4 月 1 日 より施行する
この園則は 2024 年 4 月 1 日 より施行する
この園則は 2025 年 4 月 1 日 より施行する

別 表

【 1号・新2号認定子どもは、総称して「1号認定子ども」と表記する 】

1 1号認定子ども、2号認定子どもに関する特定負担額

【 入 園 料 15,000 円 (小学校就学まで1度だけ) 】

満3歳児を除く 1号認定子ども・2号認定子どもで、認定確定後の 4 月 1 日に当学園に在籍する場合

【 教育活動費 2,900 円(毎月) 】

外国人講師による英語の活動、体育講師による体育活動ならびに食育活動の食育充実の費用
ただし 1号認定子どもの満3歳児は、英語の活動ならびに体育活動を実施しないため1,900 円(毎月)

【 施設設備費 3,000 円(毎月) 】

冷暖房費、バス維持費(園外保育で使用)等

2 実 費 徴 収 額 (該当者：利用者のみが対象となるもの)

(1) 給 食 費

○ 1号認定子ども 主 食：1,200 円/月 副 食(特別献立込み)：5,100 円 / 月

○ 2号認定子ども 主 食：3,000 円/月 副 食(特別献立込み)：5,100 円 / 月

主食費と副食費の合計金額が給食費。この金額は1年間の給食費を12ヶ月で割った金額

☆ 第3子以降の子どもと住民税非課税世帯は副食費が免除

☆ 長期休業ならびに土曜日利用時の給食費については、(4)の預かり保育利用料についてを参照

(2) 特別行事費 (満3歳児の1号認定子どもは除く)

1号・2号認定子ども 5歳児クラス：一泊保育

1号・2号認定子ども 4・5歳児クラス：特別教育活動費として水泳の活動(希望者のみ1回 628 円：2023年度)

(3) 教材購入費

○ 個人で使用する教材の費用(購入時)

例：短パンツ、Tシャツ、帽子、クレヨン、マジック、ハサミ、のり、けんこうのきろく、粘土、連絡袋等

(4) 預かり保育利用料について (1号・新2号認定子ども)

平日の場合

① 1号認定子ども(新2号認定子どもを除く)の7 時～9 時と14 時～14 時 10 分の延長料金は無料

新2号認定子どもは、14時を超えての利用は預かり保育料が発生します

1号認定子どもは、14:10～18:00の間 1 日 450 円 で 利用可

新2号認定子どもは、預かり保育利用料が 月々 11,300 円 を 上限に 無償

ただし、登園時間からの利用が 5 時間を超えた場合、別途 預かり保育料(450 円)がかかります

14 時 ～ 18 時 の間 1 日 450 円 で 利用する事ができます

② 夏期・冬期・春期の長期休み ならびに土曜日の預かり保育を利用した場合 (給食費は 1食 350 円)

登園時間 ～ 6 時間未満の利用 450 円 / 日

登園時間 ～ 6 時間以上の利用 750 円 / 日

(5) 延長保育利用料について

延長保育を利用した場合、以下のような利用者負担金が発生します

2号認定子ども	短時間	17 時 ～ 19 時	30 分毎 300 円
1号・2号認定子どもは利用回数分	標準時間	18 時 ～ 19 時	
3号認定子どもは	標準時間		
上限あり(3,000 円 / 月)	短時間	7 時 ～ 8 時 と 17 時 ～ 19 時	

(6) 送迎用園バス代(車両費、燃料費)

園から直線距離で 4 km まで 3,000 円 / 月 (兄弟姉妹の割引制度あり)

園から直線距離で 4 km 以上 片道 1 km 毎 に 200 円 追加

(7) 草の芽会 会費 (当園ではPTA組織を「草の芽会」と称しています)

【 会 費 】 3 ～ 5 歳児は 月額 500 円、0 ～ 2 歳児は 入園月によって以下の金額を一括納入

入園月	4・5	6・7・8・9	10	11・12	1	2・3
2 歳児	3,580 円	3,200 円	2,500 円	1,900 円	1,200 円	1,100 円
0・1 歳児	3,280 円	3,000 円	2,300 円	1,700 円	1,000 円	

【 使 途 】

PTA主催または園との共催行事、夏祭り、菜園、運動会、お楽しみ会、伝統行事、進級・卒園記念品、
すもう大会、アテネフェスティバル、お別れパーティー、スペシャルランチ等
なお、学年毎に参加する行事が違います

